

平成30年度
朝霞市行政評価
(外部評価)
結果報告書

平成30年8月

朝霞市外部評価委員会

目 次

1	外部評価の概要	1
2	外部評価委員会の位置付け	3
3	外部評価委員会の構成	3
4	外部評価の評価対象	4
5	評価	9
参考資料		
I	朝霞市外部評価委員会条例	20
II	委員名簿	21
III	審議経過	21

1 外部評価の概要

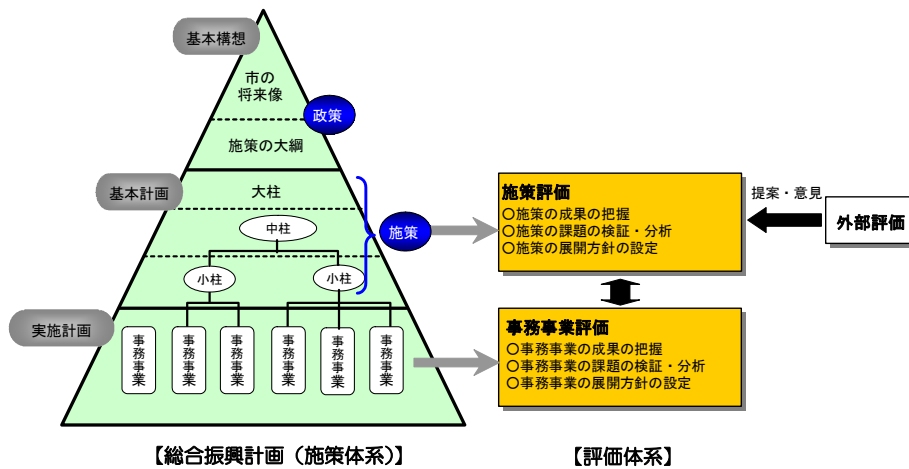
朝霞市では、行政活動によって生み出された成果を検証し、その結果を次の活動に結びつけるため、平成19年度から行政評価制度を段階的に導入してきました。

そして、市が実施する行政評価の透明性と客観性を確保するため、平成22年度から「朝霞市外部評価委員会」を設置し、市で行った自己評価について外部の視点から検証を行っています。

①評価対象

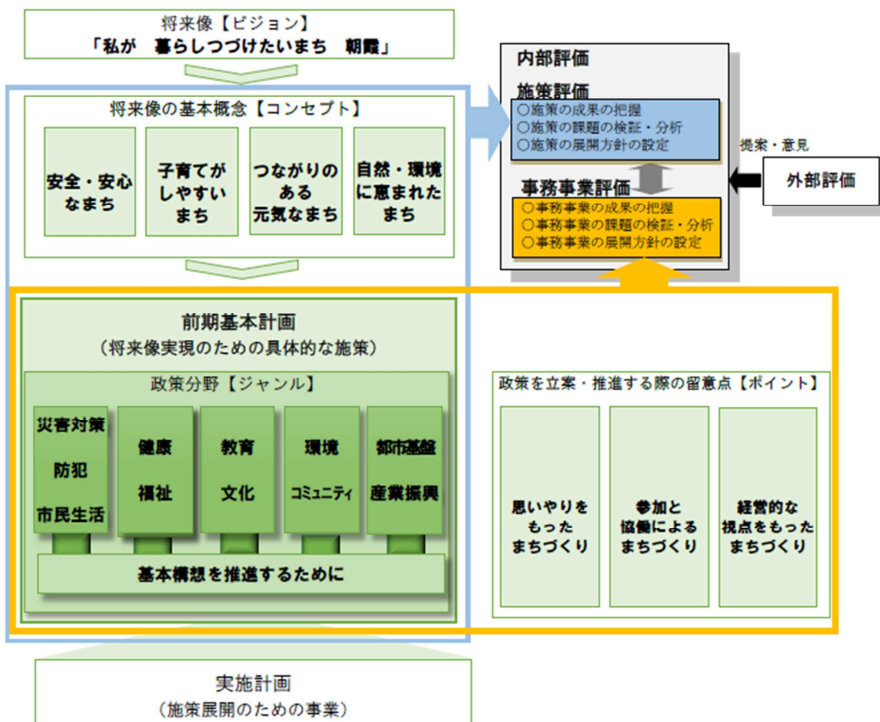
- ・平成23年度から平成27年度まで

第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画の計画期間（平成23年度～平成27年度）に95の施策全てに対して評価を行いました。



- ・平成28年度から

第5次朝霞市総合計画前期基本計画の将来像の基本概念（コンセプト）ごとに施策の評価を行っています。



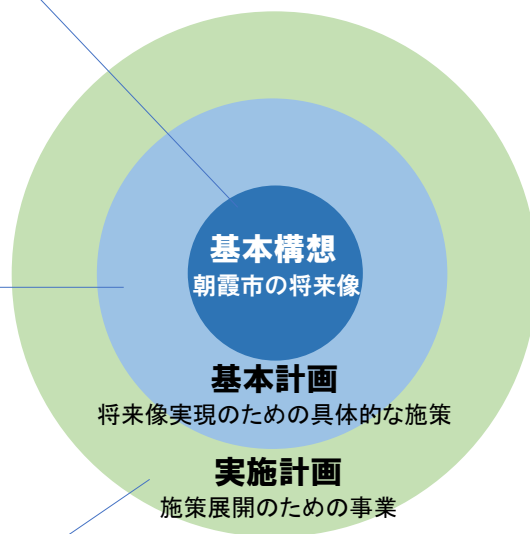
【第5次総合計画の構成】

第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

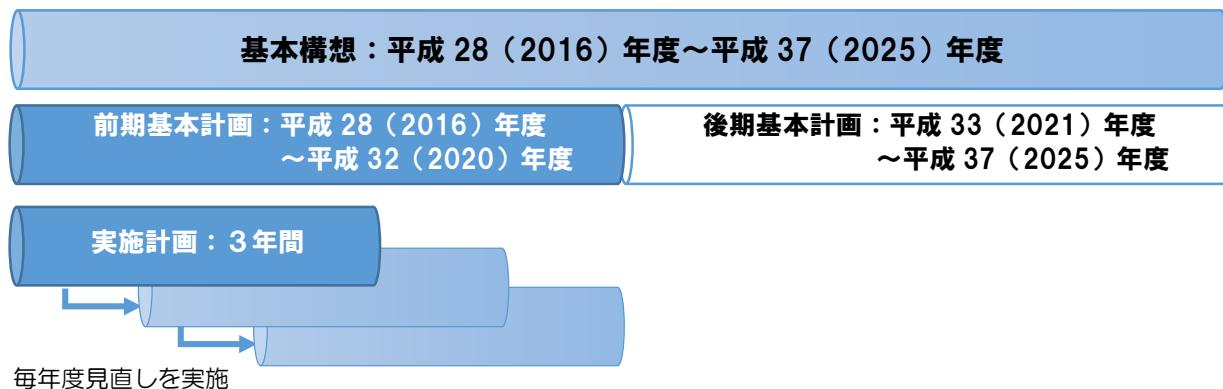
基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。
前期：平成28（2016）年度から
平成32（2020）年度まで
後期：平成33（2021）年度から
平成37（2025）年度まで

実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間を計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】

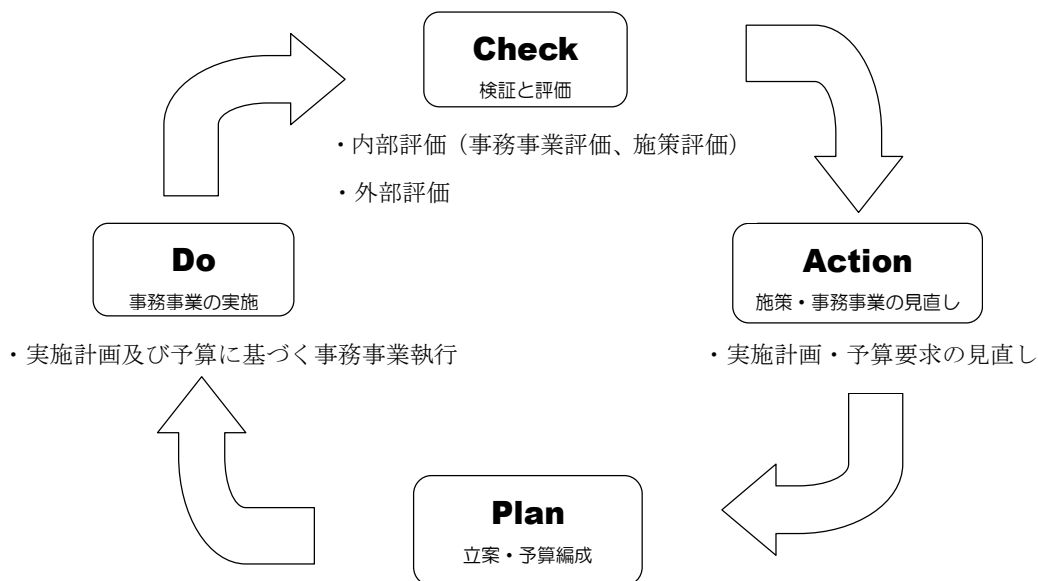


※第5次朝霞市総合計画 P. 3 より抜粋

②評価結果

市が実施する内部評価に、外部評価を加えたP D C Aサイクルを構築するため、評価を4月頃から7月頃にかけて実施し、評価のまとめとして所見を市に提出します。提出された所見を踏まえて、次年度以降の実施計画を策定するとともに、事務事業を実施していくことをねらいとしています。

朝霞市の行政評価制度（P D C Aサイクル）



2 外部評価委員会の位置付け

外部評価委員会は、市が実施した施策評価の結果を検証し、意見や提案を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

3 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、市議会議員、知識経験のある方、市民公募委員の合計10人で構成する第三者評価機関で、それぞれの立場から専門性や生活者としての視点を生かして評価を行っています。

4 外部評価の評価対象

第5次総合計画の将来像の4つの基本概念（コンセプト）と5つの政策分野（ジャンル）を支える「基本構想を推進するために」に位置付く施策を評価対象としています。

●将来像の基本コンセプト

安全・安心なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆1 人にやさしいまちへ		
1	誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保	やさしさに配慮した道づくり(521)
		まちの骨格となる道路づくり(522)
		特性に応じた市街地づくり(541)
2	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	まちの骨格となる道路づくり(522)
		良好な交通環境づくり(523)
		全ての人にやさしいまちづくり(552)
◆2 支え合う心で安全・安心なまちへ		
1	地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備	まちの骨格となる道路づくり(522)
		災害や犯罪に強いまちづくり(551)
2	集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策	まちの骨格となる緑づくり(531)
		公共下水道の整備(543)
		災害や犯罪に強いまちづくり(551)
3	上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策	まちの骨格となる緑づくり(531)
		上水道の整備・充実(542)
		公共下水道の整備(543)
		災害や犯罪に強いまちづくり(551)
4	防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進	公共施設の効果的・効率的な管理運営(654)
		防災対策の推進(111)
		防災対策の推進(111)
		地域防災力の強化(112)
5	市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援	防犯のまちづくりの推進(121)
		消費者の自立支援の充実(122)
		良好な交通環境づくり(523)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		消防体制の充実(113)
6	警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携	防犯のまちづくりの推進(121)
		良好な交通環境づくり(523)
		問題解決に向けた支援体制の充実(622)

7	社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援	子どもたちが健やかに育つ環境づくり(212)
		子育て家庭を支えるための環境づくり(213)
		健康・生きがいづくりと介護予防の支援(221)
		自立のためのサービスの確立(222)
		安全・安心な生活ができる環境の整備(223)
		共生社会の実現(231)
		地域における自立生活支援(232)
		自立した社会生活・就労支援(233)
		地域福祉の増進(241)
		全ての人にやさしいまちづくり(552)
		男女平等が実感できる生活の実現(612)
人権教育・啓発活動(621)		
8	市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営	自立のためのサービスの確立(222)
		社会保障制度の運営(242)

●将来像の基本概念（コンセプト）

子育てがしやすいまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆1 子育てしやすいまちへ		
1	妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実	幼児期等の教育と保育の充実(211)
		子育て家庭を支えるための環境づくり(213)
		保健サービスの充実(252)
		医療体制の充実(253)
◆2 子どもたちがいきいきと育つまちへ		
1	全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進	子どもたちが健やかに育つ環境づくり(212)
		子育て家庭を支えるための環境づくり(213)
		青少年の健全育成の充実(214)
		朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学校・家庭・地域が連携した教育の推進(314)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいある生活環境づくり(532)
2	急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
3	虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進	子どもたちが健やかに育つ環境づくり(212)
		青少年の健全育成の充実(214)
		朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		人権教育・啓発活動(621)
4	障害のある人となない人が共に学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学校・家庭・地域が連携した教育の推進(314)

●将来像の基本概念（コンセプト）
つながりのある元気なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆1 つながりのあるまちへ		
1	自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成	コミュニティ活動の推進(431)
		活動施設の充実(432)
2	生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進	生涯学習活動の推進(321)
		学習しやすい環境整備の充実 公民館(322)・図書館(323)・博物館(324)
		学習しやすい環境整備の充実
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		スポーツ施設の整備充実(332)
		芸術文化の振興(342)
		男女平等の意識づくり(611)
3	NPOなど市民活動団体への支援	市民活動への支援(441)
		市民活動環境の充実(442)
		市民参画と協働の推進(642)
4	多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進	人権教育・啓発活動(621)
		外国人市民が暮らしやすいまちづくり(631)
		多文化共生への理解の推進(632)
5	コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実	良好な交通環境づくり(523)
◆2 元気なまちへ		
1	高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援	健康・生きがいがづくりと介護予防の支援(221)
2	いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上	安心できる葬祭の場の提供(123)
		健康・生きがいがづくりと介護予防の支援(221)
		自立のためのサービスの確立(222)
		安心・安全な生活ができる環境の整備(223)
		地域における自立生活支援(232)
3	健康づくりの取組の充実	全ての人にやさしいまちづくり(552)
		健康づくりの支援(251)
		保健サービスの充実(252)
		医療体制の充実(253)
4	消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化	まちの骨格となる緑づくり(531)
		魅力ある商工業機能の形成(571)
5	起業家や中小企業への効果的な支援	産業育成のための連携強化(561)
		起業・創業の支援(562)
		中小企業の経営基盤の強化(572)
6	雇用機会の創出と労働環境の充実の支援	勤労者支援の充実(581)
		雇用の促進(582)

●将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆1 自然・環境がいきるまちへ		
1	自然と調和した適正な土地利用の促進	市街地の適正な利用(511)
		市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）(512)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいある生活環境づくり(532)
2	市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用	住みよい環境づくりの推進(411)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいある生活環境づくり(532)
3	地域の特色をいかした美しい景観の保全・創出	まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいある生活環境づくり(532)
		まちの魅力を生み出す景観づくり(533)
		都市農業の振興(573)
4	環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり	住みよい環境づくりの推進(411)
		環境教育・環境学習の推進(414)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいある生活環境づくり(532)
5	循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進	循環型社会の推進(412)
		低炭素社会の推進(413)
		ごみの減量・リサイクルの推進(421)
		ごみ処理体制の充実(422)
		うるおいある生活環境づくり(532)
		循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり(534)
◆2 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ		
1	朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護	歴史や伝統の保護・活用(341)
2	恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成	芸術文化の振興(342)
		地域文化によるまちづくり(343)
3	まちの活性化を図るため、市と市民の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信	歴史や伝統の保護・活用(341)
		地域文化によるまちづくり(343)
		シティ・セールス朝霞ブランドの育成(591)
		シティ・プロモーションの展開(592)

●「基本構想を推進するために」

市民参画・協働、行財政

大柱		施策（総合計画コード）
1	市民参画・協働	参画と協働の仕組みの検討(641)
		市民参画と協働の推進(642)
		情報提供の充実と市民ニーズの把握(643)
2	行財政	総合計画の推進(651)
		まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(652)
		公平・適正な負担による財政基盤の強化(653)
		公共施設の効果的・効率的な管理運営(654)
		適正かつ効率的な行政事務の遂行(655)
		機能的な組織づくりと人材育成(656)

5 評価

上記の施策について、施策評価結果（内部評価）や市民満足度アンケートの結果、担当課との質疑応答などを踏まえ、本委員会の評価として所見を次頁以降に取りまとめました。今後の施策の実施に当たっては、本所見を生かして推進されることを望むものです。

安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時には、みんなで助け合っ
て乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育てられたり、老後を過ごせたり
することが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安
をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災
害が起きても、みんなで助け合っ
て乗り越えていける、そのようなまちにしてい
きたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 人にやさしいまちへ

- ・誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
- ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
- ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
- ・防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進
- ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
- ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
- ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援
- ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

※第5次朝霞市総合計画 P. 35 より抜粋

外部評価委員会からの所見

◆ 人にやさしいまちへ

- ・ 国道や県道に対する要望があった場合、その要望を国や県等の関係機関に伝えることを徹底すること。また、伝えた結果を市ホームページ、広報等で市民にフィードバックすること。
- ・ 市内の道路について、市道と同様にどこが県道か市民に分かりやすいように情報提供を工夫すること。
- ・ オリンピック・パラリンピックを見据え、ユニバーサルデザインの一環として外国人向けのサイン（道路案内・標識）について市としての計画に沿って推進すること。

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・ 上下水道設備をはじめとしたインフラの維持更新には膨大なコストを要することから、将来を見据えた大きな課題であることを市民が認識するように努めること。
- ・ 災害時食料については倉庫での備蓄だけでなく、スーパーマーケット等の事業者でランニング備蓄を依頼するなど、現在とは別の備蓄方法についても検討すること。
- ・ 火災発生時、道路幅員が狭い道路でも十分な初期消火ができるよう、消火栓の増設やバイクを利用した消火についても検討すること。
- ・ 朝霞台駅のエレベーター設置について、市から鉄道事業者に要望を出している。このように市が取り組んでいることを広報等で市民に伝えるよう努めること。
- ・ 施策評価シートにおいて、難しくなっていると記載のある消防団員の確保・充実に努めること。
- ・ 子どもの学習支援について、他自治体の成功事例も参考に研究し、支援を進めること。
- ・ 家庭の所得格差と子どもの学習成果との関連など、子どもの貧困にかかる実態調査を行い、その把握に努め、対応を検討すること。
- ・ 生活保護受給者への支援について、就労支援をはじめとした自立支援を一層推進していくこと。

子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実していることが必要です。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 子育てしやすいまちへ

- ・ 妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・ 全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
- ・ 急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実
- ・ 虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
- ・ 障害のある人とない人が共に学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実

外部評価委員会からの所見

◆ 子育てしやすいまちへ

- ・ こども医療費等の支給事業は、多大な費用がかかっていることが、必ずしも市民に伝わっていない。広報等に掲載するだけでなく、内容や課題等を市民が把握できるように踏み込んで周知に努めること。
- ・ 母子手帳の交付は、子育て包括支援センター（保健センター）での交付のほか、体調に不安を感じている方などに対しては家庭訪問による交付もあるなど、引き続き不安を感じている妊婦の支援を継続し、支援があることを市民に周知すること。
- ・ 児童手当が制度の趣旨に沿った使い方がされるよう市民への啓発に努めること。
- ・ 虐待の防止や孤独を感じがちな親へのケアにつながることもあるため、子育て支援センターや児童館の利用についてPRを積極的に行うこと。

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・ 児童館の来館者が減少していることから、来館していない人を対象にアンケートを実施するなど原因分析に努めること。また、来館者を増やす取組について検討すること。
- ・ 小中学校では、学校生活において配慮を要する児童・生徒について、適切な指導を行う体制の充実を図ること。
- ・ 第5次朝霞市総合計画の政策づくりに当たって重視すべき事項のうち「障害のある人となない人が」という健常者と障害者を区別する表現があるが、今後、「障害のある人を含むすべての人たち」等、より適した表現に見直すことを検討されたい。
- ・ 教育部門だけではなく、年齢や障害の有無、経済的状況に関わらず、すべての市民に対して、社会包摂機能（ソーシャル・インクルージョン）を考慮した行政運営を目指すこと。

将来像の基本概念（コンセプト）

つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていく必要があります。

また、近くのにぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはず。そのような元気なまちにしていきたいと思えます。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ つながりのあるまちへ

- ・自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成
- ・生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
- ・NPOなど市民活動団体への支援
- ・多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進
- ・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実

◆ 元気なまちへ

- ・高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援
- ・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上
- ・健康づくりの取組の充実
- ・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
- ・起業家や中小企業への効果的な支援
- ・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

※第5次朝霞市総合計画 P. 37 より抜粋

外部評価委員会からの所見

◆ つながりのあるまちへ

- ・自治会・町内会の加入促進については、他の自治体の成功事例なども参考に研究し、早急に対策するとともに、市民に対してさらに踏み込んでアピールすべきである。ただし、コミュニティ活動については、自治会・町内会だけに頼り過ぎるのではなく、別の角度での検討も行っていくこと。
- ・芸術文化事業は、子どもの健全な育成、高齢者の生きがい、認知症予防、外国人との相互理解にも寄与するものである。このことを勘案し、市全体として文化・芸術事業を進めていくこと。
- ・市内循環バスについては、市民からは増便を望む声が多いため、運行の見直しは市民の声を十分に踏まえながら検討されたい。また、デマンド交通の導入についても検討してはいかがか。
- ・女性センターについては、利用者に対して配慮がなされ、実施事業も工夫されており、評価できることから、引き続き充実に努めること。
- ・地域の芸術文化の拠点である市民会館においては、市民、特に子どもたちが実演芸術に触れる機会の充実に努めること。

◆ 元気なまちへ

- ・起業・企業誘致など、産業の振興については地域間競争が激化しており、時代の流れも早い。朝霞市が今後発展していくにあたり、熱意をもって積極的に取組を進めること。
- ・健康寿命が延びて元気な高齢者が増えている現状を踏まえて既存の枠組みにとらわれず、新たな視点から住民の生涯学習を支援していくこと。
- ・オレンジカフェや介護家族教室においては、介護する側の身体的負担を軽減した介護方法などを知ることができる。認知度が向上し、参加者が増えるよう周知に取り組むこと。

将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信を持って語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進
- ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用
- ・ 地域の特徴をいかした美しい景観の保全・創出
- ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり
- ・ 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護
- ・ 恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成
- ・ まちの活性化を図るため、市と市民の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信

※第5次朝霞市総合計画 P. 38 より抜粋

外部評価委員会からの所見

◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・緑の保全については、自然に恵まれたまちをコンセプトに掲げていることから、助成金を出すだけでなく、団体間の交流を促進し、各施策の活性化を図っていくこと。
- ・シンボルロードの事業の実施について、景観づくりを市民と協力して進めていくこと。
- ・遊休農地の活用として、利用希望者が農地を借用できるような仕組みについて、さらに検討を進めること。
- ・市民農園以外にも旧高橋家住宅における綿栽培体験等があることを市民に周知し、市民が農業を体験できる機会について市民の認知度を向上させること。
- ・より多くの地場野菜を給食に採用するなどし、地産地消と連携した食育の推進にも努めること。
- ・黒目川や緑地地区の保全については、市民団体による桜並木の維持管理、市民ボランティア団体による緑地の維持管理等、市民との協働の取組が進んでおり評価するが、朝霞市の顔である東上線朝霞駅、JR北朝霞駅周辺や黒目川沿いは重点地区とし、地域全体の緑を増やす施策に引き続き力を注ぐこと。
- ・ごみ処理、分別回収、リサイクル事業の運営については評価しているが、美しいまちづくりと資源の有効活用などを標榜しているところからも、より市民の啓発を含めた活動を推進されたい。

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・個人が所有する歴史ある住居等については、市が協力して保全していくことを検討すること。また、膝折宿や伸銅業などの市の歴史を学ぶ機会の充実に努めること。
- ・全国から鳴子チームが集まり、県内で有数の祭となった彩夏祭の経済効果や来場者数を活用し、朝霞市のシティ・プロモーションを戦略的に行っていくこと。
- ・オリンピックを契機に朝霞市の名前がマスコミを通じて広く周知されることを生かし、シティ・プロモーションを積極的に展開していくこと。

基本構想を推進するために

市民参画・協働

- (1) 参画と協働の仕組みの検討
- (2) 市民参画と協働の推進
- (3) 情報提供の充実と市民ニーズの把握

行財政

- (1) 総合計画の推進
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
- (3) 公平・適正な負担による財政基盤の強化
- (4) 公共施設の効果的・効果的な管理運営
- (5) 適正かつ効率的な行政事務の遂行
- (6) 機能的な組織づくりと人材育成

外部評価委員会からの所見

◆ 市民参画・協働

- ・市の施策については、広報などを通じて市から情報発信されるが、受け手である市民がどのように捉えているか把握することも施策を進める上で重要ではないか。市から発信された情報を市民がどのように捉えているか把握に努めること。
- ・市民の声を聴くという観点からは、アンケートやパブリックコメントを行うことも大切だが、市民が意見を届けやすく、また、意見の反映状況がわかる仕組みづくりに努めること。
- ・情報発信において、「知らなければいけない情報」「知っていたほうがいい情報」「知りたい情報」に体系的に整理するなど、見やすくなる方法を検討すること。
- ・情報がより多くの市民に伝わり、また、情報が探し出しやすいSNSを活用して、意見を幅広く収集・分析する仕組みについて検討すること。例えば、ホームページの新着には重要な情報が載っていることが多く、SNSとの連携が有効ではないか。
- ・現在の広報は、掲載している分野、種類が多過ぎるため、内容ごとに分割して発信するなど、別のアプローチについても検討すること。
- ・納税者によって行政サービスが成り立っていることを意識した広報に努めること。

◆ 行財政

- ・市はアウトプット（活動指標）ではなく、アウトカム（成果指標）を高めるよう意識して施策に取り組むこと。
- ・地域で住民同士がコミュニケーションをとることが今後ますます重要となっているため、地域コミュニティが活発になるよう、公共施設が少ないエリアに配慮すること。
- ・文化施設の指定管理者の選定に当たっては、質の高い文化芸術事業を実施できる者を選定するよう努めること。
- ・雇用の創出や商業を含む地域経済を活性化することを通じた歳入の確保を図ること。
- ・歳入歳出の両面において、経営感覚を持ちながら、効果的な財政運営になるように努めること。
- ・ふるさと納税については、寄付金の増収だけではなく、返礼品による市内事業者の育成と市の認知度向上に努めること。
- ・LEDをリースで導入するなど、エネルギー費用の縮減化を図り、さらなる支出の削減に努めること。

参考資料

I 朝霞市外部評価委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市外部評価委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市が実施する行政評価の透明性及び客観性を確保するため、朝霞市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市が実施した施策評価の結果の検証並びに意見及び提案を行うこと。
- (2) 行政評価制度の改善について、提言を行うこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ 委員名簿

役 職	氏 名	選出区分
委員	大橋 正好	市議会議員
委員	船本 祐志	市議会議員
委員	石田 義明	知識経験
委員	井上 典子	知識経験
副会長	長谷川 清	知識経験
会長	花輪 宗命	知識経験
委員	泉川 真紀	公募市民
委員	岡田 英夫	公募市民
委員	宮里 和子	公募市民
委員	吉原 彩美	公募市民

※選出区分ごとに五十音順 敬称略

Ⅲ 審議経過

日 程	場 所	概 要
第1回 平成30年4月25日	市役所別館5階 501会議室	・外部評価委員委嘱
第2回 平成30年5月23日	市役所別館5階 大会議室（奥）	・外部評価「安全・安心なまち」
第3回 平成30年5月30日	市役所別館5階 502会議室	・外部評価「子育てがしやすいまち」
第4回 平成30年7月4日	市役所別館5階 大会議室（手前）	・外部評価「つながりのある元気なまち」
第5回 平成30年7月13日	市役所別館5階 大会議室（手前）	・外部評価「自然・環境に恵まれたまち」
第6回 平成30年7月20日	市役所別館5階 大会議室（手前）	・外部評価「市民参画・協働、行財政」
第7回 平成30年7月27日	市役所別館5階 502会議室	・外部評価まとめ